

浜松市地域交通指導員設置要綱

(設置)

第1条 浜松市における交通安全の確保及び交通安全意識の高揚を図り、交通事故の発生を防止することを目的に、浜松市地域交通指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(職務)

第2条 指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全を図るための街頭指導及び啓発活動
- (2) その他交通安全の目的遂行に関する必要な業務

(指導員の名称及び定数)

第3条 各地域の指導員の名称及び定数は、別表1のとおりとする。

(委嘱)

第4条 指導員は、人格円満、身体強健で交通安全に熱意を持ち、かつ公正な立場で職務を遂行できるもののうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 各地域の指導員の任期は、別表2のとおりとする。

- 2 補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第6条 指導員は、任務を遂行するにあたっては、常に必要な知識の習得に努めなければならない。

- 2 指導員は、その職の信用を傷つけ、または、その職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解職)

第7条 市長は、指導員から辞任の申し出があったとき、もしくは指導員として適格性を欠くにいたった場合は、解職することができる。

(報償)

第8条 指導員への報償は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

名 称	定 数
浜松地域交通指導員	80人以内
浜北地域交通指導員	125人以内
天竜地域交通指導員	20人以内
雄踏地域交通指導員	14人以内

別表2

名 称	任 期
浜松地域交通指導員	3年
浜北地域交通指導員	3年
天竜地域交通指導員	3年
雄踏地域交通指導員	3年